

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する等の政令案 新旧対照条文 目次

○ 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）（第一条関係）	1
○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（附則第四条関係）	3

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（政令で定めるその他の家畜）
 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

（政令で定めるその他の家畜）
 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

伝染性疾病	家畜
（略）	（略）
リフトバレー熱	（略）
ランピースキン病	水牛
炭疽 ^そ	（略）
（略）	（略）

伝染性疾病	家畜
（略）	（略）
リフトバレー熱	（略）
（新設）	（新設）
炭疽 ^そ	（略）
（略）	（略）

（死体の焼却等の義務の除外）

（死体の焼却等の義務の除外）

第六条 法第二十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

第六条 法第二十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 家畜防疫員（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあつては家畜防疫官。以下同じ。）の指示に従い、次に掲げる死体を解体してその一部を焼却し、又は埋却し、その他の部分を化製場で化製する場合
- イ （略）
- ロ 水疱性口内炎、リフトバレー熱、ランピースキン病、出血

- 一 （略）
- 二 家畜防疫員（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあつては家畜防疫官。以下同じ。）の指示に従い、次に掲げる死体を解体してその一部を焼却し、又は埋却し、その他の部分を化製場で化製する場合
- イ （略）
- ロ 水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、豚水疱病

<p>3 法附則第五条の政令で定める動物用生物学的製剤は、豚熱予防液とする。</p>	<p>、流行性脳炎、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫又は小反芻獣疫の患畜又は疑似患畜の死体</p>
<p>性敗血症、豚水疱病、流行性脳炎、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫又は小反芻獣疫の患畜又は疑似患畜の死体</p>	<p>、流行性脳炎、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫又は小反芻獣疫の患畜又は疑似患畜の死体</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>1・2 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>（保税地域外に置くことができる貨物）</p> <p>第二十五条 法第三十条第一項第三号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条第一項（輸入検査）に規定する指定禁止物等で、同項の規定による検査を受けるため同条第三項に規定する場所に置かれるもの</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（保税地域外に置くことができる貨物）</p> <p>第二十五条 法第三十条第一項第三号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条第一項（輸入検査）に規定する指定検査物で、同項の規定による検査を受けるため同条第三項に規定する場所に置かれるもの</p> <p>七・八 （略）</p>